

「地域子ども家庭支援の拠点の整備」に係る論点について

<10/16幹事会での議論の整理>

○ 現在の問題点

- ・ 社会的養護問題への対応は、事後的かつ入所措置が中心。
- ・ ニーズの高い層への予防的支援を要する家族への支援の仕組み、拠点があいまい。
- ・ 介入後の在宅指導の資源が少ない。「見守り」で推移しがちである。
- ・ 里親委託された子どもや里親への支援の仕組みが脆弱。
- ・ 入所措置解除後や里親委託解除後の在宅支援の資源が少ない。
- ・ ケアラーバーの支援拠点が無い。

○ 法改正の方向性

- ・ 在宅措置の仕組み（措置費を含む）を創設する。
- ・ 在宅支援の拠点を創設する。市町村の事業とする。
- ・ 里親支援、ケアラーバー支援の機能を付加する。

○ 検討事項

- ・ 既存の仕組みとの関係の整理、地域レベルでの統合のあり方。
母子保健、特定妊婦、精神保健、障害福祉、療育、児童家庭支援センター等
- ・ 通所措置が可能な資源の整備。
- ・ 要対協、児童相談所との関係の整理。支援計画と措置のあり方。
- ・ 支援計画策定と評価への親・当事者の参画をどのように図るか。
- ・ 範囲をどう考えるか。中学校区を基礎単位（複数の組み合わせを含む）として、学校の支援機能との接合を図ることを積極的に考えるか（子どもの貧困対策の文脈と学校）。
- ・ 機関連携・共同の再定義。

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 報告書【抜粋】

3. 児童虐待防止対策のあり方について

(2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について

② 市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化

ア 市町村が果たす役割

- また、市町村で、要支援児童について多様な育児支援策の充実や、使いやすいサービスメニューを積極的に活用、展開していくことが虐待防止につながるとともに市町村や児童相談所の負担軽減を図る上でも有効。

(4) 児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について

② 専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化

ア 介入機能と支援機能の分離

- これまで、支援になじむ児童相談所に権限を与える形で虐待対応の制度を構築してきたが、現在の体制が有効に働いていない。子どもの保護機関と家族の支援機関に分割して、都道府県が運営し、その支援機関と市町村や民間が連携して支援を提供していくことが重要。

(7) 親子関係再構築等のための取組について

⑧ 家庭復帰後の虐待の再発防止

- 児童養護施設等、児童相談所における親子関係再構築支援の取組により、子どもが家庭復帰した場合には、安定的な親子関係の継続に配慮することが必要。

この場合、児童相談所による一定期間の指導の実施に加え、施設等（児童養護施設等、里親及びファミリーホームをいう。以下同じ。）や市町村による継続した関わりがあることが望ましいが、特に、児童相談所や施設等の所在地と子どもが生活することとなる地域が離れている場合があることから、子どもとその保護者の居住地の市町村においても、虐待の再発防止のための支援についてより一層の役割を担っていくことが必要。

- そのためには、児童相談所は、一時保護の解除の場合も含め、家庭復帰の検討段階から市町村と情報を共有するとともに、家庭復帰後は、児童相談所や施設等及び市町村の関係機関（母子保健、保育などの子育て支援サービス、学校等の教育関係の機関、医療機関など）が、要保護児童対策地域協議会において情報を共有し、市町村による支援をバックアップする体制が必要。

なお、要保護児童対策地域協議会がその役割を十分に果たすためには、児童養護施設等をはじめとする親子関係再構築支援に取り組む関係施設・機関の積極的な関わりが重要。

- 親子関係が再構築できた母子について円滑な地域生活への移行に向けて親子関係の安定化を図るために必要な場合には、母子生活支援施設に一時的に入所させるなどの仕組みについても検討。

⑨ 在宅ケアや施設と在宅の中間的ケアの仕組の検討

- 施設入所による分離ケアができない子どもに対し、市町村と民間の機関が協働して相談支援、アセスメント等を行う在宅支援を検討すべき。また、そうした手法も含めた在宅支援全体のあり方について検討が必要。

- さらに、施設入所による分離と在宅の中間的ケアを提供する場として、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設にあるような通所の機能をより利用しやすくすることについて検討が必要。